

## 令和5年度 農地中間管理事業実施状況についての意見

令和 6 年 6 月 21 日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

令和5年度の農地中間管理事業の実施状況については、【借入】2,088ha、【転貸】2,299haで、累計借入実績は17,231ha、累計転貸実績は17,220haと借入・転貸面積ともに全国第6位となっている。

この結果、県内農地集積率は63.9%(前年比+1.5%)となり、目標である90%には届かないものの、全国で第10位の集積率となった。

令和5年度の事業の実施にあたっては、県と協議して定めた次の5項目を柱とした取組方針に沿って推進した。

- (1) 「地域計画の策定」との一体的推進
- (2) 農地の集積・集約化の推進
- (3) 農地整備事業との連携強化
- (4) 中山間地域における推進
- (5) 多様な農業関連団体及び農業者組織との連携強化

今後、農地の利用権設定等は、市町村が策定する地域計画に沿って農地中間管理事業を中心に進められるほか、10年間で期間満了を迎える契約更新の手続き等、機構の事務量の大幅な増加が見込まれている。

また地域計画では、地域の十分な話し合いにより地域の農業・農村を自分たちで管理する地域政策の面が強くなると思われるが、担い手不足、後継者不足がこれまで以上に加速するもとで、農地中間管理事業を推進していくにあたっては、その本来の目的である「担い手に農地を集積・集約して効率的な生産ができる強い経営体を育成する」とともに、儲ける農業を実現する経営体を育成する産業政策とバランスを取った運用を図ることが大切である。併せて、担い手育成に取り組むことも重要となる。

よって、令和6年度は下記の意見に十分留意し、事業に取り組むことを願います。

- 各市町村で進めている地域計画策定の話し合いに積極的に参加し、関係機関と連携して地域農業の維持・発展に繋がる計画となるように支援すること、及び担い手等の人材育成に資する取組を支援すること。
- 今後、契約件数の増加と共に、経営破綻等による賃借料の徴収が困難となる事案も懸念されることから、その対応について国・県と検討して、持続性のある円滑な事業運営に努めること。
- 関係法の改正や相続による既契約の変更等により、今後、事務量の増加が予想されることから、必要な予算をきちんと確保できるよう国・県に対して強く要望するとともに、書類確認事務の見直しや効率的な書類作成システムを検討するなど、国の「働き方改革」に適う事務執行体制を構築すること。

